

令和5年度

札幌市実費徴収に係る補足給付事業
事務実施手順（私立施設用）



目次

| | | |
|-----|-------------|---|
| 1 | 事業内容 | 1 |
| 2 | 対象施設・事業者 | 1 |
| 3 | 補助対象者 | 1 |
| 4 | 補助対象経費等 | |
| (1) | 基準額等 | 1 |
| (2) | 補助対象項目の考え方 | 1 |
| (3) | 補助対象項目の例 | 1 |
| 5 | 事務の流れ | 2 |
| 6 | 申請手続き | |
| (1) | 提出期限 | 2 |
| (2) | 提出書類 | 2 |
| (3) | 請求書の提出 | 2 |
| 7 | 完了報告 | |
| (1) | 提出期限 | 3 |
| (2) | 提出書類 | 3 |
| 8 | 教材購入時のイメージ図 | 4 |
| 9 | Q&A | 5 |

1 事業内容

生活保護世帯等に係る文房具等の購入・遠足等の行事参加費等（1～3号）に関する実費徴収額を免除または保護者が教材等の購入に要した金額を還元した施設・事業者に対して、その免除または還元した金額の一部を補助します。

なお、補助金は、毎年9月頃を目処に概算払いする予定です。

2 対象施設・事業者

すべての新制度移行施設・事業者（公立含む）

（保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所）

3 補助対象者

札幌市内在住の生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付対象世帯、里親世帯（ただし里親の実子は対象外）及びファミリーホーム世帯。 ※ 市外在住世帯は対象外です。

4 補助対象経費等

(1) 基準額等

| | ① 基準額 | ② 補助対象経費 | 補助額 |
|--------------------|------------|----------|--------------|
| 教材費・行事費等 (1～3号) | 2,500円/人・月 | 実費徴収額 | ①と②を比較して少ない額 |

(2) 補助対象項目の考え方

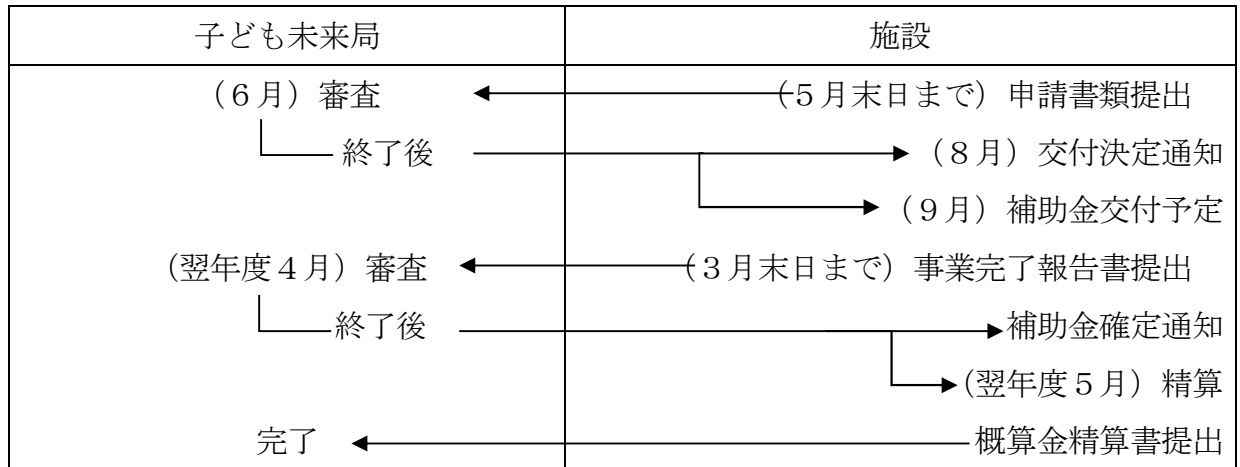
| 補助対象とするもの | 補助対象外とするもの |
|--|--|
| ・日用品、文房具など教育・保育に必要な物（寝具等のリース物件含む） ・教育・保育に係る行事参加費 ・その他、利用者負担が適当と認められるもの | ※上乗せ徴収の対象となっているもの、英語レッスンやプール利用料 ※任意で購入するもの ※直接の教育・保育費用ではないもの（行事写真・アルバム等） ※内容が曖昧なもの（諸経費など具体的な申請・領収書等がないもの） ※施設が指定せず、保護者が購入したもの ※直接の教育・保育費用ではないもの（入園料、PTA会費等） ※他の補助対象となっているもの（延長保育料、一時預かり保育料等） ※主食・副食材料費、おやつ代 |

(3) 補助対象項目の例

| | |
|-----|--------------------------------|
| 教材 | 絵本、楽器 |
| 文房具 | クレパス、のり、はさみ、筆記具、自由画帳、連絡帳、お道具箱 |
| 寝具 | 寝具代、寝具洗濯・乾燥代、カバー、タオルケット |
| 被服 | 体操着、帽子、名札 |
| 衛生 | エプロン、清拭代、おむつ（洗濯・廃棄含む） |
| その他 | スポーツ振興センター、共済掛金、災害給付制度加入、登園バス代 |

※ 上記は補足給付事業の対象ですが、従来運営費等で購入していたものを、新たに実費徴収の対象として認めるものではありません。

5 事務の流れ



6 申請手続き

(1) 提出期限

令和5年5月31日(水) 札幌市子ども・子育て支援事務センターにデータ提出(期限厳守)

※ 提出期限以降は、受付ができませんのでご注意ください。

(2) 提出書類

私立保育所・地域型保育事業

- ア 交付申請書(様式1)
- イ 交付申請計画書(2号認定用)(様式2-2)
- ウ 交付申請計画書(3号認定用)(様式2-3)
- エ 交付申請児童一覧表(1、2、3号認定用)(様式3)

私立幼稚園

- ア 交付申請書(様式1)
- イ 交付申請計画書(1号認定用)(様式2-1)
- ウ 交付申請児童一覧表(1、2、3号認定用)(様式3)

認定こども園

- ア 交付申請書(様式1)
- イ 交付申請計画書(1号認定用)(様式2-1)
- ウ 交付申請計画書(2号認定用)(様式2-2)
- エ 交付申請計画書(3号認定用)(様式2-3)
- オ 交付申請児童一覧表(1、2、3号認定用)(様式3)

7 完了報告

(1) 提出期限

令和6年3月31日（日）札幌市子ども・子育て支援事務センターにデータ提出（期限厳守）

※ 提出書類が揃い次第、速やかに提出してください。

(2) 提出書類

私立保育所・地域型保育事業

- ア 実績報告書（様式4）
- イ 実績報告内訳書（2号認定用）（様式5-2）
- ウ 実績報告内訳書（3号認定用）（様式5-3）
- エ 実績児童一覧表（2、3号認定用）（様式6-2）

私立幼稚園

- ア 実績報告書（様式4）
- イ 実績報告内訳書（1号認定用）（様式5-1）
- ウ 実績児童一覧表（1号認定用）（様式6-1）

認定こども園

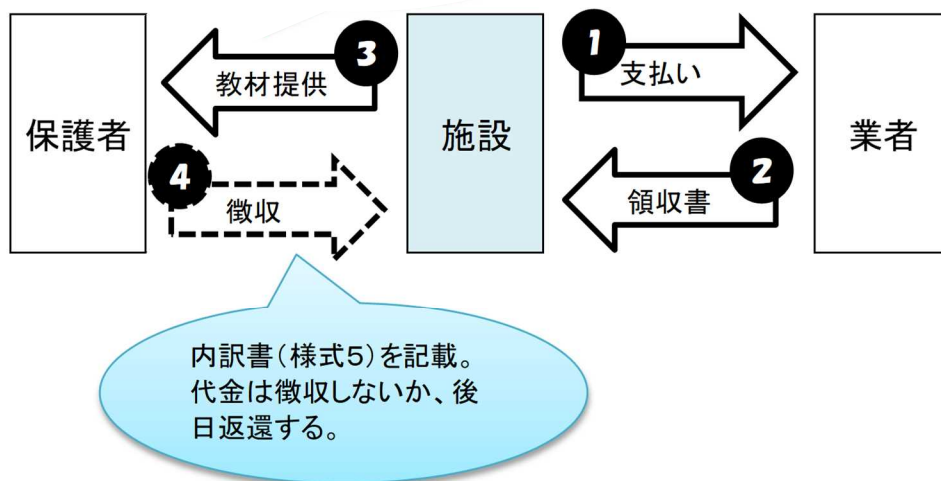
- ア 実績報告書（様式4）
- イ 実績報告内訳書（1号認定用）（様式5-1）
- ウ 実績報告内訳書（2号認定用）（様式5-2）
- エ 実績報告内訳書（3号認定用）（様式5-3）
- オ 実績児童一覧表（1、2、3号認定用）（様式6-3）

（提出先） 札幌市子ども・子育て支援事務センター

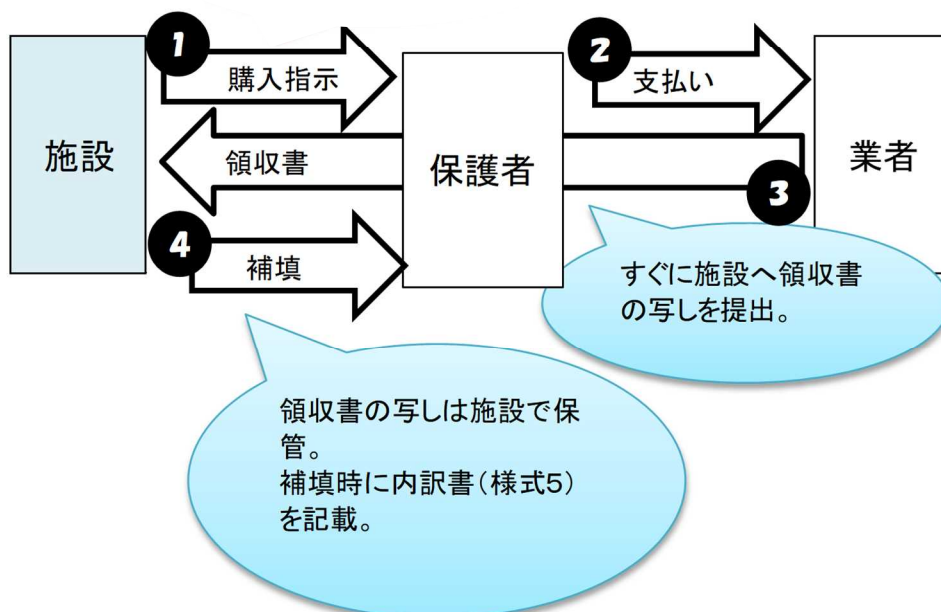
（提出先メールアドレス） jippi@sapporo-ksjc.jp

8 教材購入時のイメージ図

○ 施設が教材等を購入した場合



○ 施設が指定して保護者が教材等を購入した場合



9 Q&A

(1) 月額限度額を超えた場合について

一度に徴収を免除または還元（免除等）した金額が月額限度額の2,500円を超えた場合、分割して翌月に請求することはできるか。

できます。ただし、年度を超えることはできません。

【例1】4月に制服代12,000円の実費徴収

- ・ 4～7月までは月額限度額2,500円の請求
（4か月×2,500円＝10,000円）
- ・ 8月は2,000円の請求
- ・ 保護者負担額は0円

【例2】3月に遠足代3,000円の実費徴収

- ・ 3月に月額限度額2,500円の請求
- ・ 月額限度額を超える500円は、保護者負担額

分割期間中に新たに免除等をした場合、翌月以降に請求することはできるか。

できます。

【例1】4月に制服代10,000円を免除。7月に行事費2,000円を免除。

- ・ 4～7月まで月額限度額2,500円の請求
- ・ 8月に2,000円の請求

【例2】4月に制服代8,000円を免除。7月に行事費3,000円を免除。

- ・ 4～6月まで月額限度額2,500円の請求
- ・ 7月に月額限度額2,500円（制服代500円＋行事費2,000円）の請求
- ・ 8月に1,000円の請求

(2) 対象項目について

入園前、進級前に購入したものについては、対象になるか。

入園・進級準備のための教材等については対象になります。請求は4月に計上してください。

保護者が購入したものは対象となるか。

園が特定の店で特定の物品の購入を指定する場合等は対象となります。（施設で同一の制服を購入してもらう場合など。）各自で用意してもらう場合は対象外です。

希望者のみ購入する実費徴収項目は対象となるか。

ア 施設での購入か、自前で用意することが必須である場合

施設で購入する実費徴収額は対象となります。自前で用意する場合は対象外です。ただし、全園児が同じ教材等を使うように購入物を指定しており、保護者が直接業者から購入した場合は対象です。

- イ 施設での購入を希望しない時に、自前で用意する必要がない場合
施設で購入する実費徴収額も、自前で用意する実費徴収額も対象外です。

遠足に係る園バスの保護者分のみを実費徴収しているが、生活保護世帯の保護者の分は対象となるか。

世帯に対する補助のため、保護者の分も対象となります。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度以外の保険は対象とならないのか。

日本スポーツ振興センターの災害給付のみ保険の対象となります（それ以外の任意加入の保険、施設管理下外を補償する保険は対象外です）。遠足などの行事の際の保護者の保険は、施設管理下外にあたるため、対象外です。

（参考：日本スポーツ振興センターの災害給付の実費徴収対象額について）

| 幼稚園・幼保連携型認定こども園の場合 | | | |
|---------------------------------------|---------|-----------|---------|
| 1、2、3号 | 一般児童（円） | 要保護世帯（円） | 免責特約（円） |
| 共済掛金の額 | 270円 | 270円 | 15円 |
| 実費徴収対象額 | | 162円～243円 | 対象外 |
| 保育所・保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園地域型保育事業所の場合 | | | |
| 1、2、3号 | 一般児童（円） | 要保護世帯（円） | 免責特約（円） |
| 共済掛金の額 | 350円 | 40円 | 15円 |
| 実費徴収対象額 | | 24円～36円 | 対象外 |
| 幼稚園型認定こども園の場合 | | | |
| 1号 | 一般児童（円） | 要保護世帯（円） | 免責特約（円） |
| 共済掛金の額 | 270円 | 270円 | 15円 |
| 実費徴収対象額 | | 162円～243円 | 対象外 |
| 2号、3号 | 一般児童（円） | 要保護世帯（円） | 免責特約（円） |
| 共済掛金の額 | 350円 | 40円 | 15円 |
| 実費徴収対象額 | | 24円～36円 | 対象外 |

(3) 途中退所について

月の途中で転入・退所した場合の補足給付は、日割りするのか。

日割りはしません。購入額または限度額まで補助します。

分割期間中に途中退所した児童の、補助申請予定だった補足給付の残額はどうか。

児童が途中退所した場合は、退所月まで補足給付します。残額は保護者負担です。

【例1】施設が購入した物のみの場合

- ・ 保護者に、補足給付の残額を全て請求してください。

【例2】保護者が購入した物のみの場合

- ・ 退所月までの分割請求の合計額を保護者に還元してください。

【例3】施設が購入した物と保護者が購入した物が混在している場合

ア 補足給付の残額 > 保護者が購入した額

(補足給付の残額 - 保護者が購入した額) = 保護者に請求する額

イ 補足給付の残額 < 保護者が購入した額

(保護者が購入した額 - 補足給付の残額) = 保護者に還元する額

※ 保護者が購入した物で、退所するまでに還元した分がある場合は、その還元した額を「保護者が購入した額」から差し引いて計算してください。

(4) 会計について

札幌市からの補助金の勘定科目、保護者から実費徴収額を免除して、施設が立て替えた場合の勘定科目はどうすればいいですか。また、保護者から一旦実費徴収をして、後日還元する場合の勘定科目はどうすればいいですか。

札幌市からの補助金収入について、大科目：保育事業収入、中科目：利用者等利用料収入、小科目：利用者等利用料収入（公費）に計上してください。

施設が立て替えた場合の支出について、大科目：事業費支出、中科目：補足給付費支出の勘定科目を作成し、計上してください。

保護者から一旦実費徴収をした場合の収入について、大科目：保育事業収入、中科目：利用者等利用料収入、小科目：利用者等利用料収入（一般）に計上してください。後日還元する場合の支出について、大科目：事業費支出、中科目：補足給付費支出に計上してください。

(5) その他

対象者の把握はどうすればよいか。

毎月 15 日頃に子ども・子育て支援事務センターから各施設へ、郵送で対象者一覧を送付しています。世帯の状況により、通知した内容から遡って変更になる場合もあります。対象世帯について疑義がある場合は、各区保健センターまでお問い合わせください。

月の途中で保育料の階層が変わった場合はどうなるか。

月単位での請求のため、その月に 1 日でも生活保護世帯として在籍していれば補足給付します。

下記、例 1～2 とも補足給付します。

【例1】 5日に教材を購入し、20日に生保世帯となった場合

【例2】 10日に生保から自立。15日に教材を購入した場合

保護者に保護者負担額の請求をするのはいつか。また、保護者から負担額を徴収した証明は必要か。

保護者への請求時期は施設の判断で決定します。また、徴収した証明は補助金の交付申請には必要ありませんが、トラブルを未然に防ぐため、徴収した事実を確認できる領収書等の書類を保護者に対して発行しておくことを推奨します。

施設が指定して保護者が購入した物の場合、保護者に還元するのはいつか。また、還元した証明は必要か。

還元の時期は施設の判断で決定しますが、1年間に還元する額が確定した後の年度末等に還元することを推奨します。また、還元した証明は補助金の交付申請には必要ありませんが、トラブルを未然に防ぐため、還元した事実を確認できる証明書等の書類を保護者から徴収しておくことを推奨します。

なお、児童が途中退所した場合は、退所月等の出来るだけ早い時期に還元することを推奨します。

内訳書の項目欄はどのように記入すればいいか。入力欄が足りない場合はどうすればいいか。

実費徴収を保護者に求める書面等、内容を確認できる書類の項目と一致させてください。入力欄が足りない場合は、まとめて入力していただいても構いません。

銀行への振込みで実費徴収を受けた場合、振込手数料は対象になるのか。

振込手数料は対象になりません。

行事实施日と実費徴収費（口座引き落とし日）が異なる月の場合、どちらの月の補足給付として請求するのか

実費徴収日（口座引き落とし日）が属する月の補足給付として請求する必要があります。補足給付は実費徴収日に対して発生するためです。

例) 4月に遠足を実施し、6月に集金した場合。

→6月分の実費徴収に対する、6月分の補足給付となります。